

ひたちなか市都市計画の提案に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 計画提案を行おうとする者は、事前に計画提案に関する相談書（様式第1号）を市長に提出し、相談を行うものとする。

2 市長は、前項の相談書の提出があったときは、計画提案の手續等について、助言及び指導を行うものとする。

(計画提案に係る提出書類)

第3条 計画提案を行おうとする者は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項の規定により、提案書（様式第2号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 都市計画の素案

ア 計画書（様式第3号）

イ 計画提案区域の公図の写し

ウ 位置図（都市計画図 縮尺15,000分の1）

エ 区域図（地形図 縮尺2,500分の1）

(2) 法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類

ア 土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の一覧表（様式第4号）

イ 土地所有者等の同意書の写し

(3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

ア 土地所有者等による提案の場合 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

イ 法第21条の2第2項に規定する法人による提案の場合 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び定款又は寄附行為

ウ 省令第13条の3に規定するまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体による提案の場合 省令第13条の3第1号に該当することを証する書類及び同条第2号に該当する役員がいないことを証する誓約書（様式第5号）

2 計画提案を行おうとする者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、省令第13条の4第2項の規定により、都市計画の決定又は変更を希望する期限に係る申出書（様式第6号）を前項の

提案書及び図書と併せて市長に提出することができる。

(計画提案の受理)

第4条 市長は、前条の規定による計画提案の提出があったときは、その内容を審査し、法第21条の2の要件を備えていると認めるときは、これを受理するものとする。

2 市長は、受け付けた提案書等に不備があったときは、計画提案を行った者(以下「計画提案者」という。)に補正を求めることができる。

(計画提案の取下げ及び変更)

第5条 計画提案者は、計画提案を取り下げようとするときは、取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 計画提案者は、計画提案の内容を変更しようとするときは、当該計画提案について取下届を提出した後に、新たに第3条の規定による計画提案を行わなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(計画提案に対する判断)

第6条 市長は、計画提案を受理したときは、法第21条の3の規定により、当該計画提案について次に掲げる事項を考慮し、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断するものとする。

(1) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

(2) 次に掲げる方針に即していること。

ア 法第6条の2第1項の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 法第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針

ウ その他市のまちづくりに関する方針

(3) 対象区域周辺の生活環境に配慮したものであること。

(4) 土地所有者等及び周辺住民に十分な説明が行われ、基本的な理解が得られていること。

2 市長は、前項の判断をするに当たり、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うものとする。

(計画提案者に対する協力要請)

第7条 市長は、前条の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断した場合は、計画提案者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 当該計画提案を踏まえた都市計画の案に係る説明会又は公聴会への出席

(2) 次に掲げる資料の提出

ア 土地所有者等及び周辺住民への説明に関する調書(様式第8号)

イ 土地所有者等及び周辺住民への説明のために使用した資料

ウ 周辺環境への影響に関する調書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める事項

(計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしないと判断した場合の措置)

第8条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断

した場合は、法第21条の5第1項の規定により、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知をしようとするときは、法第21条の5第2項の規定により、あらかじめ、ひたちなか市都市計画審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

(公表)

第9条 市長は、計画提案が行われたときは、当該計画提案の概要及び判断結果等について公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。